

自民党・公明党の「東日本大震災 復興加速化のための第14次提言～復興への挑戦は国の未来に向けた「投資」～ についてのうち、「帰還等の促進に向けた環境整備」の記述から

2025年6月4日、自民党・公明党が標記の第14次提言を石破内閣に提出した。

提言は添付した目次のようにA4判34ページ、うち原子力災害については29ページで大半を占めている。

自民党東日本大震災復興加速化本部が原案をつくった5月中旬に、地元新聞で一帰還困難区域、活動全面自由化検討へ、個人ごとに線量管理一などの見出しを付けて報道されていた。

以下、記述から

2ページ（第14次提言の意義）の中から

帰還困難区域では、帰還意向のある方に帰還いただくため、特定帰還居住区域の避難指示解除に向けた取り組みを着実に進めていくとともに、住民の方々の暮らしやすさを実現するためにも、安全確保を前提とした活動の拡大が望まれている。「区域から個人へ」という発想の転換のもと、個人の被ばく線量を踏まえつつ活動を自由化していくことや、森林の再生を進め、里山を含む生活環境を回復させていかなければならない。

12ページ 3. 帰還等の促進に向けた環境整備

(1) 特定帰還居住区域および帰還困難区域

(特定帰還居住区域)

- 特定復興再生拠点区域外（復興拠点区域外）の避難指示解除に向けた与党からの提言を受け、2020年代をかけて帰還困難区域にある自宅への帰還の意向がある住民の方々が一人残らず帰還できるよう取り組みを進めていくため、「特定帰還居住区域制度」に基づく計画が順次認定され、徐染・インフラ整備等が進められるとともに、第2回目の帰還意向調査を実施する自治体も出てきている。
- 2020年代における住民の帰還を実現するためにも、避難生活が長期にわたっている現状および住民一人ひとりのライフステージや生活実態が多様である現状を踏まえて上で、住民一人ひとりに寄り添い、引き続き、個別に丁寧な帰還意向の把握を行うことができるよう、地元自治体との協議を踏まえつつ、個別確認等必要な対応を検討すること。
- 営農再開についても住民の意向を確認し、地元自治体とも協議を行ないながら必要な対応を進めること、その際、帰還後の持続的な営農を実現

するために、水利施設などの環境整備や維持管理の体制確保を含め農地の取り扱いをより明確化すとともに、帰還者が必要とする施設利用や農機具など営業再開に向けた支援についても協議していくこと。

- 復興拠点区域外にある自宅に帰りたいと願う方々の帰還が一日でも早く実現するよう、特定帰還居住区域復興再生計画に基づき、可能な限り早期かつ着実に除染等を実施するとともに、居住・生活に必要なインフラについては、整備を進めていくにつれて新たな課題も判明しうることから、関係主体が連携して実態を決め細やかに把握し、特定復興再生拠点区域の整備状況もふまえつつ、除染と一体での補修、整備等について、福島再生加速化交付金等を活用して、必要に応じて弾力的に対応すること。
- そのうえで、帰還意向のある方が早期に帰還いただく観点から、地元自治体の意向を踏まえ、必要に応じ、除染やインフラ整備等が進捗した地域から段階的に避難指示を解消していくこと。
- 以上の取り組みを実施するため、政府は必要な予算を措置する。その際、これらの取り組みは、将来わたって居住を制限原則とした帰還困難区域への居住を可能にし、特定帰還居住区域への帰還実現・居住人口の回復を通じて自治体全体への復興を後押しする措置であることから、国の負担において行うものとし、必要な財源は、復興施策及びエネルギー施策の中で確保すること。

(帰還困難区域：「区域から個人へ」)

- 帰還する住民の生活環境の向上や自治体復興の観点から、個人の活動をベースとした放射線影響に着目しつつ、空間線量率等の状況や住民の声を踏まえ、地域の実情に応じた放射線量防護対策の取り組みを柔軟に講じるとともに、十分に地元自治体と協議しながら、帰還困難区域において、バリケードを解放するといった立ち入り制限の緩和を行うこと。
- また、帰還困難区域においても、安全を大前提に、森林整備をはじめとする活動を再開していくとともに、周辺住民の以前からのような暮らしやすさを実現する必要がある。このため、次の5年の中でどこまでできるか検討すること。例えば、活動の解禁を進め、「区域から個人へ」という考え方のもと、個人線量ベースでの安全確保を大前提に、活動を自由化していくことも検討すること。特に、個人が日々の暮らしを起こる中での里山の恵み等を享受できるよう、手つかずの森林においてもこうした取り組みを進めていくこと。

(残された課題)

- 残された土地・家屋等の扱いについても、帰還意向の確認や特定帰還居住区域の計画認定に伴い、除染および避難指示解除の対象範囲が明らかになってくる。実際に、除染作業や家屋の解体についても進捗がみられる。引き続き、その進捗にあわせて、国は、事故と自治体と丁寧な協議・検討を進めること。

- たとえ長い年月を要するとしても、将来的には帰還困難区域のすべてを避難解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意を示しおり、与党も政府と一体になって取り組んでいく。

(2) さらなる帰還・移住の促進

- 避難指示解除後、帰還が経過し、復興が進んだ地域がある一方、解除されたばかりであり、まだ復興のスタートラインに立ったばかりの地域もある。このような状況が様々である中、生活のしやすさを実感でき、希望の持てる暮らしを実現できるよう集中的に取り組む、復興を加速させていく必要がある。

運動についてのメモ

2025年8月4日

1. 要求について、スローガンふうには
「区域から個人へ」の政策転換は、帰還困難区域の86%は除染をしない方策
「区域から個人へ」の政策は、被ばくを個人の責任にする
「区域から個人へ」の政策は、棄民政策である
2. 以上の問題の核心を、国（復興庁か？）との交渉であぶり出すことが最初に必要なではないか
3. この問題の核心が多くは県民に知られていないので、知ってもらう「宣伝」や「学び」が、運動を広めるのに大事ではないか
4. そのため運動に当たっては特定の原告団だけでなくさらに広く呼びかけられるようにする必要があるのではないか
国（政党にも）への要求、県との交渉、全県民に向けての署名運動、「区域から個人へ」問題を考えるシンポジウム」など多彩な運動が考えられるが、自らの運動と考えて対応しても全体の財政問題は、その都度のカンパか

「原発事故被害者を見捨てるな」
「福島を自然環境を取り戻そう」
「福島を見捨てるな、福島の回復にフタをするな」

帰還困難区域における現時点で除染計画の無い面積（2025年8月8日）

自治体名	① 総面積	② 帰還困難区域面積	③ 特定復興再生拠点区域面積	④ 特定帰還居住区域面積	⑤ 除染する面積 ③+④	⑥ 現時点で除染計画のない面積 ②-⑤	備考 ②に対する⑥の%
浪江町	223.31	180	6.61	11.70	18.31	161.69	98.3%
双葉町	51.42	49	5.55	5.30	10.85	38.15	82.8%
大熊町	78.71	49	8.60	4.40	13.00	36.00	77.9%
南相馬市	398.58	24	—	0.04	0.04	23.96	99.8%
葛尾村	84.37	16	0.95	0.09	1.04	14.96	93.5%
飯舘村	230.13	11	1.86	—	1.86	9.14	83.1%
富岡町	68.39	8	3.90	2.20	6.10	1.90	23.8%
合計	1134.91 km ²	337 km ²	27.47 km ²	23.73 km ²	51.20 km ²	285.8 km ²	84.8%

注1. 避難指示区域の分割～①避難指示解除準備区域、②居住制限区域、③帰還困難区域

注2. 帰還困難区域の分割～①2022年・6町村に特定復興再生拠点区域を設定、②2023年・5市町に拠点区域外で2020年代に帰還意向のある区域を除染・家屋解体して避難を解除する特定帰還居住区域を設定

注3. 帰還困難区域面積337 km²は東京23区628 km²の約半分。現時点で除染計画のない面積285 km²は23区の面積の45.5%となる。このままではこの広大な面積に人が住めないことになる。

注4. 自民党・公明党による「東日本大震災復興加速化のための第14次提言」の「帰還困難区域：区域から個人へ」のなかで「個人の活動をベースとした放射線影響に着目しつつ…バリケードを開放するといった立ち入り制限の緩和を行うこと」を受けて、これを政府は2025年6月3日に閣議決定した。この方針が進めば帰還困難区域の大部分は除染が放棄されることが予想され、事実上の「令和の福島県民の棄民政策」となる可能性が高い。

同時に、福島県民の放射線被ばくは個人の責任となり、これで福島自然环境浄化は打ち止められ、原発事故による環境公害は事実上終わったことにされかねない岐路に立っている。